## 岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表(平成23年岩手県監査委員告示第11号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千 葉 康一郎 岩手県監査委員 樋 下 正 信 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監査対象機関名 岩手県立大東病院
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成22年11月17日
    - イ 本監査実施日 平成23年1月6日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、不動産管理簿を作成していないも	財産の管理については、平成23年2月28日に不動産管理
の及び整理していないものがあったので、適正な事務の執	簿の作成及び整理を行った。
行に努められたい。	不動産管理簿の整備については、財務会計システムとの
	突合を行う等変更等があった場合は速やかに処理すること
	により再発防止に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 岩手県立大槌病院
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成22年11月17日
    - イ 本監査実施日 平成23年1月13日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
健康診断料等の徴収に当たり、相当期間経過してから調	健康診断料の徴収に係る調定の遅れについては、健康診
定しているものが1件、592,190円あったので、適正な事務	断等の実施報告書の基幹病院への提出が遅れたことによる
の執行に努められたい。	ものであることから、健康診断等を実施後速やかに実施報
	告書を作成の上、基幹病院へ報告することにより再発防止
	に努めることとした。